

○内閣府、厚生労働省、財務省、文科省、総務省、農林水産省、告示第十号  
経済産業省、国土交通省、環境省

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年  
運輸省、建設省、郵政省、労働省、令第一号）第三条  
総理府、大蔵省、文部省、農林水産省、通商産業省、

第三項の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業  
所管大臣が定める業種を定める件（平成二十六年三月  
内閣府、文科省、厚生労働省、農林水産省、告示第  
一号）の一部を次のように改正する。

令和二年六月十五日

内閣総理大臣	安倍 晋三
総務大臣	高市 早苗
財務大臣	麻生 太郎
文科科学大臣	萩生田光一
厚生労働大臣	加藤 勝信
農林水産大臣	江藤 拓
経済産業大臣	梶山 弘志
国土交通大臣	赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表第一

「一〇六 略」

七 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）（以下この号において「法」という。）第二条第一項に規定する医薬品（法第十四条第一項の承認を受けて製造販売されるものであって、日本標準商品分類（平成二年四月十三日総務庁長官諮問第二百二十六号日本標準商品分類の改訂についての答申）の分類番号八七 六の病原生物に対する医薬品に限る。）及び当該医薬品に係る医薬品中間物並びに法第二条第五項に規定する高度管理医療機器（法第二十三条の二の五第一項の承認又は法第二十三条の二の二十三第一項の認証を受けて製造販売されるものに限る。）、その附属品及び当該高度管理医療機器又は附属品の部分品の大分類E―製造業

備考 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

改正前

別表第一

「一〇六 略」

「新設」

備考 「略」

## 附 則

(適用期日)

1 この告示は、公布の日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件別表第一の規定は、この告示の適用の日から起算して三十日を経過した日以後に行う外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（以下「法」という。）第二十七条第一項に規定する対内直接投資等（以下「対内直接投資等」という。）又は法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合等が行う対内直接投資等に相当するもの（以下「対内直接投資等に相当するもの」という。）について、それぞれ適用し、同日前に行った対内直接投資等又は対内直接投資等に相当するものについては、なお従前の例による。